

「盗難通帳による払出し」ならびに「口座不正利用」に係る対応について

1. 会員銀行における取り組みに係る理事会申し合わせ（要旨）

(1) 「盗難通帳による払出し」への対応

副印鑑制度の廃止も含めた印影偽造への取り組みと注意喚起のための広報活動の強化等

(2) 「口座不正利用」への対応

適切な口座管理と口座利用停止や口座解約などの措置の実施

2. 全銀協としての対応策

(1) 関係者（金融庁、警察庁、銀行業界）による連絡会の開催

情報・意見交換

連絡・連携体制の整備

(2) 専門チームの設置

会員銀行間の情報交換の促進

会員銀行の先進的な取り組みの紹介

会員銀行からの各種問い合わせ対応等

会員銀行向けセミナーの実施

(3) 広報活動の強化

お客さまへの注意喚起のためのポスター、パンフレット等の作成

本人確認厳格化に関する理解促進のためのポスター等の作成

盗難時の緊急連絡先一覧の配布先拡大

(4) 預金規定ひな型・内国為替取扱規則等の改定等（検討中）

【ご参考】

盗難通帳による払出し件数・金額等に関するアンケート結果

(対象:正会員 135 行)

【盗難通帳による払出し件数・金額】

(単位:件、百万円)

	件数	金額
12年度	987	2,021
13年度	775	1,627
14年度	1,231	3,738
15年度	291	847

(注1)15年度は、15年4月～15年7月(4ヶ月間)

(注2)「盗難通帳による払出し」とはお客さま等より「盗難通帳により払い出された」との申し出があり、実際に預金が払い出されているもの

(注3)「件数」は原則として預金名義人単位

【口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況】

(単位:件)

利用停止	強制解約	合計
1,104	1,165	2,269

(注1)集計期間は14年4月～15年7月(1年4ヶ月間)

(注2)「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に銀行預金口座が利用されること

(注3)「件数」は原則として口座単位

- ( )平成12年12月、当協会では預金規定ひな型を改正し、預金口座の譲渡・質入を行った場合、架空名義であることが判明した場合、口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合、法令や公序良俗に反した場合(惧れがある場合も含む)、の預金取引の停止又は強制解約ができる条項を追加した。